

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱 第 1 条～第12条 〔略〕 <u>（県内中小企業者への優先発注）</u> <u>第13条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）に基づき、県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するように努めるものとする。</u> （補足） 第<u>14</u>条 〔略〕 附則〔略〕 <u>この要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行し、令和 8 年度事業より適用する。</u>	島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱 第 1 条～第12条 〔略〕 <u>〔新設〕</u> （補足） 第<u>13</u>条 〔略〕 附則〔略〕 <u>〔新設〕</u>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
別表 1（施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準）					別表 1（施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準）				
1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（介護 <u>テクノロジー</u> の導入に必要な経費を含む）			特別養護老人ホーム等の円滑な開設の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務	県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（介護 <u>ロボット・ICT</u> の導入に必要な経費を含む）			特別養護老人ホーム等の円滑な開設の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務
	ア 定員 30 人以上の次の施設					ア 定員 30 人以上の次の施設			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	1,120 千円 ただし、既存施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る）を利用する場合は 293 千円とする（※）	定員数			・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	1,036 千円 ただし、既存施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る）を利用する場合は 271 千円とする（※）	定員数	
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,610 千円	施設数			訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,200 千円	施設数	
	イ 定員 29 人以下の次の施設					イ 定員 29 人以下の次の施設			
	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,120 千円 ただし、既存施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る）を利用する場合は 293 千円とする（※）	定員数			・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,036 千円 ただし、既存施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る）を利用する場合は 271 千円とする（※）	定員数	

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後				
		・小規模な養護老人ホーム	<u>561</u> 千円	定員数 費、委託料
※補助基礎単価 <u>293</u> 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については <u>1,120</u> 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。				

改正前				
		・小規模な養護老人ホーム	<u>520</u> 千円	定員数 費、委託料
※補助基礎単価 <u>271</u> 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については <u>1,036</u> 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。				

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後

別表 1 のつづき

1 区 分	2 対象施設	3 補助基礎 単価	4 単位	5 対象経費
市 町 村 補 助 事 業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 （介護テクノロジーの導入に必要な経費を含む）			特別養護老人 ホーム等の円滑 な開設に必要な 需用費、使用料 及び賃借料、備 品購入費（備品 設置に伴う工事 請負費を含む。）、報酬、給 料、職員手当 等、共済費、賃 金、旅費、役務 費、委託料につ いて補助を行う に必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設			
	・地域密着型特別養護老人 ホーム及び併設されるショ ートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホ ーム ・小規模多機能型居宅介護 事業所 ・看護小規模多機能型居宅 介護事業所	1,120 千円 ただし、既存施 設（病院、診療 所、介護老人 保健施設、介 護医療院に限 る）を利用する場 合は 293 千円と する（※）	定員数 ※小規模多 機能型居宅 介護事業所 及び看護小 規模多機能 型居宅介護 事業所にあっ ては宿泊定員 数とする。	
	・定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所	18,800 千円	施設数	
	・施設内保育施設	5,610 千円	施設数	

※補助基礎単価 293 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 1,120 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

別表 2～別表 3 〔略〕

改正前

別表 1 のつづき

1 区 分	2 対象施設	3 補助基礎 単価	4 単位	5 対象経費
市 町 村 補 助 事 業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 （介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む）			特別養護老人 ホーム等の円滑 な開設に必要な 需用費、使用料 及び賃借料、備 品購入費（備品 設置に伴う工事 請負費を含む。）、報酬、給 料、職員手当 等、共済費、賃 金、旅費、役務 費、委託料につ いて補助を行う に必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設			
	・地域密着型特別養護老人 ホーム及び併設されるショ ートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホ ーム ・小規模多機能型居宅介護 事業所 ・看護小規模多機能型居宅 介護事業所	1,036 千円 ただし、既存施 設（病院、診療 所、介護老人 保健施設、介 護医療院に限 る）を利用する場 合は 271 千円と する（※）	定員数 ※小規模多 機能型居宅 介護事業所 及び看護小 規模多機能 型居宅介護 事業所にあっ ては宿泊定員 数とする。	
	・定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所	17,400 千円	施設数	
	・施設内保育施設	5,200 千円	施設数	

※補助基礎単価 271 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 1,036 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

別表 2～別表 3 〔略〕